

魚津市告示第7号

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱の一部改正について
魚津市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年魚津市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月3日

魚津市長 村椿 晃

第3条第2項中「合計所得金額」の次に「（ただし、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあつては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。）の世帯合計額」を加える。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第3条第2項のただし書の規定は、令和2年以後の年の所得の額の算定について適用する。